

9月号

# おおもり青色申告会



No.0581

一般社団法人 大森青色申告会

平成25.9.1

## 10月は記帳確認月間です。(予約制)

10月1日(火)～10月11日(金)まで、帳簿の健康診断である記帳確認を申告会事務局で実施します。確定申告期になって慌てない為にも、必ずこの期間に記帳確認をお受け頂きます様ご案内申し上げます。記帳確認を受けられた方には「記帳確認証」を帳簿に貼らせて頂きます。調査の際に微力ながらお役に立つと思います。

特に消費税課税事業者の方、青色申告特別控除65万円を選択されている方等は記帳の重要性が求められます。消費税の課税事業者は帳簿の記載が無かったりすると税務調査で否認されてしまいます。

また、パソコンで記帳を始めた方、新しく申告会に加入し記帳の内容に不安のある方は必ずこの期間にご相談下さい。記帳確認を受けて正しい記帳と正しい申告を心がけましょう。



「記帳確認証」のシール

期間：平成25年10月1日(火)～10月11日(金)(土日祝日は除く)

時間：午前：9時～11時まで

午後：1時～3時30分まで 記帳確認には10～20分位かかります

会場：(一社)大森青色申告会 事務局

持物：帳簿・「やよいの青色申告」で記帳している方は、データでも可(USBメモリへの保存方法が分からぬ方は、PCを起動させてからお電話でお尋ね下さい)

※混雑をさけるため、予約制とさせていただきますので、お手数ですが事前に事務局までご連絡(03-3771-8859)をお願いします。

### 大森青色申告会会員限定 東京スカイツリーはとバスツアー開催決定

開催日時：平成25年10月19日(土)

募集人数：45名

参加費：正会員 ￥6,500円  
正会員のご家族 ￥7,000円

詳細は8月号同封のチラシをご覧ください。

(1)



ご存知ですか？ “Oomori Aoiro Net”

OANのご利用が

「有料登録→無料」になりました。

平成25年8月1日(木)からOANが完全無料化されました。OANとは、大森青色申告会の会員様同士の相互交流を図るために会員様のホームページを申告会のホームページに掲載するためのツールです。是非この機会にOANへのご登録をお待ちしております。

### 夏休みのお知らせ

昨年から8月に総会が開催されるため、夏休みを 9月17日(火)～19日(木)とさせていただいております。会員の皆様にはご不便をおかけいたしましたがご理解ご協力をお願いいたします。

### 第1回役員研修会開催のお知らせ

役員研修会は、当会役員の税務知識の更なる向上を目的として、役員のみを対象として毎年開催されておりましたが、今年度より一般会員の皆様にもご参加いただけるようにいたしました。

下記の日程で全4回行われます。税務署の担当者の方が分かりやすく講義をして下さい。(第1回役員研修会の申込締切は、9月20日(金)です。)

予約制 TEL:03-3771-8859

	開催日	研修内容
第1回	9月26日(木) PM4時～5時	平成25年度所得税の改正に関する説明会
第2回	10月24日(木) PM4時～5時(予定)	資産課税の改正に関する説明会
第3回	11月18日(月) PM4時～5時(予定)	消費税の改正に関する説明会
第4回	12月13日(金) PM4時～5時(予定)	決算書・申告書・書類等の書き方

※定員は、毎回30名です。定員になり次第締め切ります。

※第2回以降の募集は、毎月会報で行います。

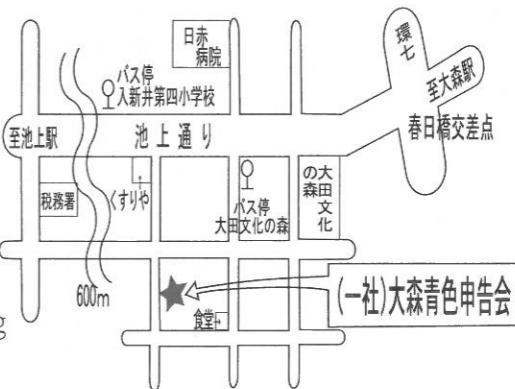
※全4回すべてにご参加された方には、特別なプレゼントを用意しております。

※会場は、大森青色申告会2階です。



### 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03(3771)8859  
FAX: 03(3773)6388  
URL: <http://www.oomori-aoiro.org>  
Eメール: [aoiro-o@nifty.com](mailto:aoiro-o@nifty.com)



時 予 約 間 制	九 月 十九 日	九 月 二 十 六 日	無 料 法 律 相 談 日
申 込 順 局 で 30 申 分 込 位 み	三 五 日	四 日	木 木
申 込 順 局 で 30 申 分 込 位 み	三 五 日	四 日	木 木

(4)

## ▶都税事務所からのお知らせ

## 9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(月)までにお納めください。

## &lt;ご利用になれる納付方法&gt;

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
  - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
  - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限ります。
  - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
  - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
  - (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
  - 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)。
  - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
  - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「都税の納税等について」をご覧ください。

## 固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願ひいたします。  
(平成25年11月11日(月)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>  
主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)

## 支部・部会総会終了報告

支部・部会の総会が下記の日程において行われました。

- ・大森東支部: 7月19日(金)・大森西支部: 7月30日(火)・入新井支部: 7月19日(金)
- ・新井宿支部: 7月23日(火)・馬込支部: 7月23日(火)・池上支部: 7月17日(水)
- ・女性部: 7月2日(火)・青年部: 8月6日(火)

## マル経融資のご案内

融資対象	安心して借りられる 国 の 融資 制 度 で す		
	◎ 小規模事業者経営改善資金	◎ 担保・保証人不要	◎ 安心して借りられる 国 の 融資 制 度 で す
* 従業員二十人以下(商業サービス業の方)	年利 一・七五%(八月五日現在)	融資限度額 一千五百万円以内	返済期間 七年以内
* 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組む方	融資限度額・返済期間の取扱は 〔この融資限度額・返済期間は 平成二六年三月三一日の日本政策金融公庫受付分までです〕	運転資金 七年以内	設備資金 十年以内
* 法律相談・税務相談・労務相談	支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。		
* 会員・非会員の方問わずご利用	融資対象	融資対象	融資対象
◎ ご相談・お申し込みは	◎ ご相談・お申し込みは	◎ ご相談・お申し込みは	◎ ご相談・お申し込みは
窓口専門相談をご利用ください。	窓口専門相談をご利用ください。	窓口専門相談をご利用ください。	窓口専門相談をご利用ください。
法律相談・税務相談・労務相談	法律相談・税務相談・労務相談	法律相談・税務相談・労務相談	法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)	(予約制・無料)	(予約制・無料)	(予約制・無料)
* 本相談は経営に関する相談に限定しております。	* 本相談は経営に関する相談に限定しております。	* 本相談は経営に関する相談に限定しております。	* 本相談は経営に関する相談に限定しております。
電話(三七三三四)一六二一	電話(三七三三四)一六二一	電話(三七三三四)一六二一	電話(三七三三四)一六二一



大森税務署長 吉本覚

## 着任のごあいさつ

初秋の候、大森青色申告会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、7月の定期人事異動により東京国税局課税第一部から参りました吉本でございます。前任の佐々木署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

貴会におかれましては、税務行政に対しまして深い理解と多大なご協力を賜り、青色申告の普及活動や税の啓蒙活動などについて活発に展開していたたいています。九頭見会長をはじめ、役員及び会員の皆様方の熱意とご努力に対し、心から敬意を表します。

さて、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を達成するためには、納税者サービスの向上と適正な税務調査等の実施が基本であると考えております。

具体的には、e-TaxなどICTを活用し、納税者の皆様に申告・納税を「簡単・便利・スマート」に行つていただけるよう、納税者サービスの向上に努めるとともに、納税者の皆様の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徵収を行うことが重要であると考えております。

ところで、税務署では本年も、e-Taxの一層の普及及び定着に取り組んでいるところであり、大森青色申告会の皆様方にも是非e-Taxを利用していくだけなく、お願い申し上げます。来年3月の平成25年分の所得税・消費税の確定申告では、税理士先

生による代理送信のほか、会員の皆様が、電子証明書付住民基本台帳カードを取得され、ご本人による直接送信により、利便性を実感していただきますようお願い申し上げます。

また、平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。制度の円滑な導入に向け、大森青色申告会の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

なお、下記「税務署からのお知らせ」のとおり、税務署では、不動産所得がある方へ照会文書を送付して納税者の皆様自らによる点検をお願いしていますので、会員の皆様方に文書が送付された場合には、回答に対するご協力を願い申し上げます。

終わりに、大森青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁榮を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



個人課税 第1部門指導上席 村田計一  
前任地 横須賀税務署  
出身地 熊本県  
趣味 ビデオ編集  
個人課税第一部門

大森署勤務は初めてですが、一日も早く管内事情を把握し皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。

## 税務署からのお知らせ

## 「不動産所得を有する方」に対する文書照会について

税務署では、平成25年7月から「不動産所得を有する方」を対象として「決算書(収支内訳書)の内容についてのお尋ね」や「不動産の利用状況についてのお尋ね」などの照会文書を送付することとしております。

つきましては、会員の皆様にも照会文書が送付される場合があると思いますので、文書が送付された場合には、回答に対するご協力を願いいたします。

なお、文書照会(行政指導)に伴う自主的な見直しにより提出された修正申告書等については、加算税が減免されます。